

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月19日

【会社名】 アフラック・インコーポレーテッド
(Aflac Incorporated)

【代表者の役職氏名】 会長兼社長兼最高経営責任者
ダニエル・P・エイモス
(Daniel P. Amos, Chairman, Chief Executive Officer
and President)

【最高財務責任者の役職氏名】 エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼最高財務責任者
フレデリック・J・クロフォード
(Frederick J. Crawford, Executive Vice President,
Chief Financial Officer)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門田 正行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(1) 内部統制報告書を作成するにあたって準拠している用語、様式及び作成方法

アフラック・インコーポレーテッド（以下、「当社」）は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（以下、「府令」）第12条第1項の規定に従い、米国1934年証券取引所法に準拠し、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会（以下、「COSO」）が2013年に発行した「内部統制 - 統合的枠組み」で確立された規準に基づき、当社の財務報告に係る内部統制の評価及び報告書の作成を行った。

(2) 本国と日本における内部統制の評価及び報告基準の主要な相違点

当社は、内部統制報告書を作成するにあたって、米国1934年証券取引所法に準拠している。日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりである。

財務報告に係る内部統制の評価を実施する基準は、日本の企業会計審議会の定めた内部統制の基本的枠組みではなく、COSOが発行した「内部統制 - 統合的枠組み」で確立された規準に基づき、実施した。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、有価証券報告書の「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や有価証券報告書の「経理の状況」以外に記載される財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は含まない。

(3) 本国と日本における内部統制の監査基準の主要な相違点

当社の外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下同じ。）は、米国公開会社会計監視委員会（The Public Company Accounting Oversight Board）（以下、「PCAOB」）の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりである。

日本の基準では、経営者が作成した内部統制報告書に対して監査意見を表明するが、PCAOBの基準では、財務報告に係る内部統制に対して監査意見を表明する。

日本とPCAOBの基準では財務報告に係る内部統制の範囲が異なることから、有価証券報告書の「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを内部統制監査の対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は監査の対象には含まれていない。

当社は、本国における用語、様式及び作成方法による当社の内部統制報告書について、外国監査法人等から金融商品取引法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を受けている。

本書は、府令第12条第1項の規定に従い、下記の「1財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項」から「5特記事項」までの事項については、本国における用語、様式及び作成方法によって作成されている。したがって、本国における用語、様式及び作成方法による当社の内部統制報告書により記載されていない事項は、下記の1から5に記載していないか、又は「該当なし。」と記載している。本国における用語、様式及び作成方法による当社の内部統制報告書は添付のとおりである。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

経営者は、米国証券取引所法規則第13条a-15(f)に定義される財務報告に係る適切な内部統制を構築及び維持することに対して責任を負っている。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

最高経営責任者及び最高財務責任者を含む経営者による監督及び参加のもと、当社は、COSOが発行した「内部統制 - 統合的枠組み」に基づき、当社の財務報告に係る内部統制の有効性について評価を実施した。

3【評価結果に関する事項】

当該枠組みに基づく評価の結果、経営者は、2017年12月31日現在、当社の財務報告に係る内部統制は有効であったとの結論に達した。

4【付記事項】

該当なし。

5【特記事項】

独立登録監査人であるKPMG LLPIは、2017年12月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制の有効性について監査報告書を発行した。その報告書は添付のとおりである。

独立登録監査人の同意書
(翻訳)

アフラック・インコーポレーテッド
取締役会 御中

私どもは、アフラック・インコーポレーテッド及び子会社の2017年12月31日現在における財務報告に係る内部統制の有効性についての2018年2月22日付の私どもの監査報告書を本内部統制報告書に記載することを承諾いたします。また、本内部統制報告書において私どもに言及することを承諾いたします。

KPMG LLP

ジョージア州 アトランタ市
2018年4月18日

[次へ](#)

独立登録監査人の監査報告書
(翻訳)

アフラック・インコーポレーテッドの株主及び取締役会 御中：

財務報告に係る内部統制に対する意見

私どもは、2017年12月31日現在におけるアフラック・インコーポレーテッド及びその子会社（以下、「会社」）の財務報告に係る内部統制をトレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）により発行された「内部統制 - 統合的枠組み(2013)」による規準に照らして監査を実施した。私どもは、会社は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）により発行された「内部統制 - 統合的枠組み(2013)」による規準に基づき、すべての重要な点において、2017年12月31日現在で財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

私どもはまた、米国公開会社会計監視委員会（以下、「PCAOB」）の基準に準拠し、会社の2017年及び2016年12月31日現在の連結貸借対照表及び2017年12月31日をもって終了した3年間における各事業年度の連結損益計算書、連結包括(損)益計算書、連結株主持分計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び関連する注記並びに附属明細表、及び（以下一括して、「連結財務諸表」）についても監査を実施した。2018年2月22日付の私どもの監査報告書では、それらの連結財務諸表に対する無限定意見を表明している。

意見表明の基礎

財務報告に係る有効な内部統制を維持し、添付の「財務報告に係る内部統制に関する経営者の年次報告書」に含まれている財務報告に係る内部統制の有効性について評価する責任は、会社の経営者にある。私どもの責任は、私どもが実施した監査に基づいて、会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。私どもは、PCAOBに登録されている監査人であり、米国連邦証券法並びに米国証券取引委員会及びPCAOBが定める規則に準拠して、会社に対して独立した立場にあることが求められている。

私どもは、PCAOBの基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、すべての重要な点において財務報告に係る有効な内部統制が維持されているかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを要求している。財務報告に係る内部統制に対する監査は、財務報告に係る内部統制についての理解、開示すべき重要な不備が存在するリスクの評価及び、評価したリスクに基づく内部統制の整備及び運用状況の有効性についての検証及び評価を含んでいる。私どもの監査はまた、私どもが状況に応じて必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

財務報告に係る内部統制の意義及び限界

財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した外部報告用財務諸表の作成について合理的な保証を与えるために整備されるプロセスである。財務報告に係る内部統制には、（1）資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映する記録を維持し、（2）一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務諸表を作成するために必要な取引が記録され、会社の収入・支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われていることについての合理的な保証を提供し、（3）財務諸表に重要な影響を与える可能性のある資産の未承認の取得、使用又は処分を防止あるいは適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針及び手続が含まれている。

財務報告に係る内部統制は、その固有の限界により、虚偽表示を防止あるいは発見できない可能性がある。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により統制が不十分になるリスク、又は方針及び手続の遵守の程度が低下するリスクを伴う。

KPMG LLP

ジョージア州 アトランタ市

2018年2月22日

[次へ](#)

Consent of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors

Aflac Incorporated:

We consent to the use of our report dated February 22, 2018 with respect to the effectiveness of internal control over financial reporting of Aflac Incorporated and subsidiaries as of December 31, 2017, included herein and to the reference to our firm in the Internal Control Report.

/s/KPMG LLP

Atlanta, Georgia

April 18, 2018

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Shareholders and Board of Directors

Aflac Incorporated:

Opinion on Internal Control Over Financial Reporting

We have audited Aflac Incorporated and subsidiaries' (the "Company") internal control over financial reporting as of December 31, 2017, based on criteria established in Internal Control - Integrated Framework(2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission. In our opinion, the Company maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 31, 2017, based on criteria established in Internal Control - Integrated Framework (2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States) ("PCAOB"), the consolidated balance sheets of the Company as of December 31, 2017 and 2016, the related consolidated statements of earnings, comprehensive income (loss), shareholders' equity, and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2017, and the related notes and financial statement schedules II, III, and IV (collectively, the "consolidated financial statements"), and our report dated February 22, 2018 expressed an unqualified opinion on those consolidated financial statements.

Basis for Opinion

The Company's management is responsible for maintaining effective internal control over financial reporting and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in the accompanying Management's Annual Report on Internal Control Over Financial Reporting. Our responsibility is to express an opinion on the Company's internal control over financial reporting based on our audit. We are a public accounting firm registered with the PCAOB and are required to be independent with respect to the Company in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audit in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audit of internal control over financial reporting included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audit also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

Definition and Limitations of Internal Control Over Financial Reporting

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (1) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (2) provide reasonable assurance that transactions are recorded

as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (3) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

/s/KPMG LLP

Atlanta, Georgia

February 22, 2018